

# 東北大学

## ユニバーシティ・ハウス三条

●各種オプションサービスのご案内●

大学から委託を受けてハウスの管理運営を行う「株式会社ジェイ・エス・ビー」では、入居者の皆様向けに各種サービスをご用意しています。サービスの利用を希望する方は各パンフレットをご覧の上、お申込み下さい。

1. インターネットサービス
2. 家電レンタルサービス
3. 朝・夕食提供サービス

# インターネットサービスのご案内

ハウスでは各部屋にインターネット専用回線が導入されています。  
サービスの利用を希望する方は、基本契約約款をご確認の上、申し込んで下さい。



## 特徴

- 24 時間使い放題！
- 月額 2,100 円 (税込) で光回線のインターネット！
- 電話加入権・室内工事・加入金・プロバイダー契約不要！
- パソコンを LAN ケーブルに接続して、設定するだけ！
- 利用料金の支払は寄宿料と一緒になので面倒な手続不要！

※LANケーブルは各自でご用意下さい。

### 《サービス概要》

通信速度	上り下りともに最大 100Mbps
構築方式	Ethernet 方式
オプション	メールアドレス 1 契約につき 1 アドレス付与 (解約時抹消)
サポート	専用コールセンターによるサポート体制

- ・ 毎月前払いとなります。但し、入居月のみ 2 ヶ月分 (当月・翌月分) が請求されます。  
※注意: 本施設では個別に他のインターネット業者 (ADSL 除く) のサービスを利用することはできません。

## インターネットマンション基本契約約款

株式会社ジェイ・エス・ピー(以下、「甲」という)は、甲が行うサービスの利用者(以下、「乙」という)に対して以下の条項を定める。

### 第1条(サービス内容)

1. 甲は設備を導入した集合住宅において次のサービスを乙に提供する。  
(1)インターネット利用サービス(2)メールアドレス提供サービス(3)コールセンターによるサポートサービス
2. 前項3号のサービスに関する詳細事項は甲が別に定めるものとする。

### 第2条(契約の成立)

契約の成立は利用希望者が所定の利用申込書への必要事項の記入と本約款承認の捺印の後、利用申込書を甲に提出し、甲がこれを受理したことで成立する。

### 第3条(利用前の準備)

1. 乙は自己の負担において、本サービスを利用するために必要な機器等を準備し、必要な設定等を自ら行うものとする。
2. 乙はインターネットサービスを提供するマンションのシステムにより、インターネット接続用アダプタを甲より購入またはレンタルを受ける必要がある。

### 第4条(個人ID、電子メールの利用)

1. 契約成立時に乙に個人IDが割り当てられ、乙は本サービスの開始日より指定Webサイトで電子メールアドレスの登録が行えるものとする。アカウント発行については約1週間程度必要とする。
2. 乙は甲または甲のグループ会社が乙の取得したメールアドレスに対して、甲または甲のグループ会社が取り扱う商品、サービスに関する情報、アンケート等を送信することを目的として利用することに同意するものとする。
3. 甲が提供する電子メールは1電子メールアドレスとし、蓄積できるメールボックスの容量は10MBとする。
4. 甲のコールセンターでは、Outlook ExpressとAL-Mail(Windows版)、及びOutlook Express(Macintosh版)の設定のみをサポートする。
5. 乙が一度登録したアカウントの変更は、できないものとする。
6. 以下の事由が発生した場合には、当該事由の発生日以降に、甲は乙が利用していたメールアドレス及びメールボックス内に蓄積されたデータをインターネット電子メールサービス利用規約に基づき削除するものとする。  
(1)第8条による本サービスの解約(2)第11条による利用資格の取消(3)第12条による本サービスの終了
7. 個人ID並びに電子メールの利用及び管理は乙の責任とし、利用上の過誤または第三者による不正利用等について、甲は一切その責任を負わないものとする。

### 第5条(利用料金等について)

1. 乙は甲が別途定める加入金や月額利用料、及び機器代金等を支払うものとする。
2. 乙は本サービス利用料の課金日について、甲が別途定める条件に従うものとする。
3. 乙は甲に対し、加入金及び月額利用料等を甲が別途指定する支払期日までに、甲の指定する方法により支払うものとする。
4. 社会情勢の変化やサービス内容の拡充等により、甲が使用料の改定をするときは、1ヶ月前までに乙に対し、文書、電子メール、Webサイトでの告知のいずれかの方法で通知する。この場合、乙は改定日より改定後の使用料を支払うものとする。

### 第6条(サービスの運営、故障等について)

1. 乙は本サービス開始日から15日以内にインターネット接続の確認を行い利用するものとし、接続が出来ない場合、速やかに自己の設備等に故障が無いことを確認の上、甲が提供するコールセンターへ連絡をする。連絡がない場合、甲は乙が正常に利用しているものとみなす。
2. 乙は本サービスの利用中に異常が発生した場合は、自己の設備等に故障が無いことを確認の上、甲が提供するコールセンターへ速やかに連絡をするものとする。
3. 甲は前2項に定める連絡を受けた場合、これを調査し必要な処理を行う。ただし、乙の設備に起因する場合はこの限りではない。
4. 本サービスの利用に異常が生じた原因が乙の責に起因する場合は、修復に要する費用を全て乙が負担するものとする。
5. 乙の本サービス利用に異常が生じ、その原因が甲の責に起因し、かつ甲が本サービスを利用できないことを知った日から15日以上経過したときに限り、乙が支払うべき障害発生時を含む当該月分の利用料は無料とする。ただし、天災地変その他甲の責に帰すことができない事由によるサービス停止の場合はこの限りではない。
6. 乙は故意もしくは過失によって甲の設備に破損・滅失等を生じさせた場合は、その修復及び損害の回復に要する費用を全て負担するものとする。
7. 本サービスの異常の原因が、乙が甲から購入したインターネット接続用アダプタにある場合、当アダプタの保証期間内(本サービスの提供開始日から1年間)においては、乙は無料で修理、交換できることとする。保証期間内であっても、乙に帰責性がある場合及び天災による場合は、修復に要する費用を全て乙が負担するものとする。また保証期間外であった場合は有料修理となり、乙はその費用を全て負担するものとする。
8. 本サービスの異常の原因が、乙が甲よりレンタルしたインターネット接続用アダプタにある場合、それが乙に帰責性がない場合に限り、無償で交換できるものとする。ただし、乙に帰責性がある場合は、甲の販売するインターネット接続用アダプタの相当額を弁償する。
9. 甲が乙の責によるところで、出張または機器の修理をした場合は、乙は甲が別に定める料金を支払うものとする。

10. 乙は甲よりレンタルしたインターネット接続用アダプタを、乙の責による理由で解約時に返却できない場合、甲の販売するインターネット接続用アダプタの相当額を弁償する。

### 第7条(サービスの中止、中断、変更)

1. 甲は以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止・中断できるものとする。  
(1)サービスのシステムの保守または工事を定期的もしくは緊急に行う場合。(2)電気通信業者等がサービスの提供を中止・中断した場合。  
(3)天災地変その他の非常事態により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合。  
(4)甲の経営上、サービスを提供することが困難と判断された場合。
2. 甲がやむを得ない事情によりサービス内容を変更する場合、乙は当該変更を事由として損害賠償請求をしないものとする。
3. 甲は前項の規定により、本サービスの運営を中止・中断・変更する場合は、あらかじめその旨を利用者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

### 第8条(解約)

1. 乙が本サービスの解約を希望する場合には、甲が指定する書面を用いてその旨を通知するものとする。毎月25日までに甲に通知をした場合は、通知した翌月末をもって解約とする。25日を過ぎた場合は、通知の翌々月末をもって解約とする。
2. 契約した月に解約した場合でも、乙は甲の指定する方法により1ヶ月分の利用料金は支払うこととする。また、加入金及び機器代金については、甲は乙に対していかなる場合も返金しないこととする。
3. 解約日が月の途中であっても、月額利用料の日割り精算は行わないものとする。

## 第9条(禁止事項)

本サービスの利用にあたり以下の行為を禁止する。

- (1) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。(著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含む。)
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信又は表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある情報を送信又は表示する行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- (6) 営利を目的とした行為、または、その準備を目的とした行為。(7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- (10) アクセス可能な他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (11) 他者になりすます行為。(詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む。)
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為。
- (13) 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール又は嫌悪感を抱く電子メール(そのおそれのある電子メールを含む。嫌がらせメール)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
- (14) 他者の設備に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DoS攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為。(与えるおそれのある行為を含む。)
- (15) 本人の同意を得ることなく、フィッシング等の詐欺的行為により他者の個人情報を取得する行為。
- (16) 上記各号の他、法令、又は本約款に違反する行為。公序良俗に違反する行為。(暴力を助長し、誘発するおそれのある情報又は残虐な映像を送信又は表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含む。)

## 第10条(承諾事項)

1. 本サービスは同一マンション内の他の利用者と共に利用するサービスであることを理解し、利用が集中した場合に通信速度が低下する可能性があることを承諾するものとする。
2. 本サービスではグローバルIPを必要とするアプリケーションサービスは利用できないことがある。
3. 本サービスは、株式会社シティビルサービスが運営する電気通信事業を利用する。

## 第11条(利用資格の中止及び取消)

乙が次の項目に該当する場合、甲は事前に通知することなく、直ちに乙の利用資格の中止、取消を行うことができる。

- (1) 月額利用料等の支払遅延、及び不履行があった場合。
- (2) 乙が第9条1項の行為を行った場合及びその他本約款に違反した場合。
- (3) その他、甲が乙を利用者として不適切と判断した場合。

## 第12条(サービスの終了)

1. 甲は、第1条1項1号のサービス向上のため、乙に事前に通知のうえ、プロバイダーを変更することがある。
2. 前項の変更を行った場合は、本基本契約は終了する。
3. 前項の規定により本基本契約が終了した場合は、本約款第7条2項に拠る。

## 第13条(免責事項)

1. サービスの提供、遅滞、変更、中断、停止、もしくは終了、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出もしくは、消失等、またはその他本サービスに関連して発生した利用者または第三者の損害について、本約款で特に定める場合を除き、甲は一切責任を負わないものとする。
2. 本サービスにおける通信速度の保証は一切行わないものとする。
3. 甲は乙が使用するいかなる機器、およびソフトウェアについて一切動作保証は行わないものとする。ただし、甲が提供するインターネット接続用アダプタについてはこの限りではない。
4. 甲は乙が本サービスを利用することにより、第三者との間で生じた問題等に関して、甲は一切責任を負わないものとする。
5. 乙が契約を解約した場合、第11条で定める利用資格の取消を受けた場合、又は前条により本サービスが終了した場合は、甲は乙のメールアドレスを削除する。削除時に失われるデータの保存等は乙の責に帰するものとし甲は責任を一切負わないものとする。

## 第14条:(個人情報について)

1. 個人情報とは、本サービスの運営上必要とされる本加入申込書に記載された情報、及び加入後甲が乙に提供したメールアドレス、利用状況、利用料の支払い状況、その他個人を特定できる内容を含む情報とする。
2. 甲は乙より取得した個人情報を適正に管理するものとし、乙の同意なく第三者に開示・提供しないものとする。ただし、法令に基づく場合を除く。
3. 乙は甲が収集した乙の個人情報を甲の提携企業に提供し、次項各号に定める範囲内で共同利用することを承諾・同意するものとする。
4. 個人情報の収集目的と運用について、乙は甲が本サービスの適切な運営のため以下の行為を行うことを承諾・同意するものとする。
  - (1) 乙が申告した情報が事実と相違ないことを甲が確認すること。
  - (2) 甲及び甲の提携企業から、商品やサービスの案内、または本サービスの運営上必要な情報を送付すること。
  - (3) 利用契約の終了後または別途弊社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとする。ただし、利用契約の終了後または甲が別途定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとする。
  - (4) 甲は乙の個人情報をもとに属性等の集計分析を行い、個人が識別・特定できないように加工した統計情報を作成し、サービスの向上や新規サービス開発等の業務遂行の為に利用することができるものとする。また、甲は統計情報を業務提携先または総務省等の行政機関に提出することがある。また、この統計情報は、利用契約の終了後も消去しないことができるものとする。
  - (5) 本約款に関する情報を通知すること。
  - (6) 甲は本サービスの運営のための業務の一部を提携企業に委託し、必要最小限度の範囲で乙の個人情報を預託することができるものとする。その場合は、甲は委託先に個人情報に関する守秘義務を課し、厳正に管理・監督するものとする。
5. 乙は甲の保有する乙の個人情報について、甲が指定する方法で開示・訂正等を求めることができるものとする。その場合、甲が前項6号に規定する委託先を請求先に指定することができるものとする。

第15条(約款の改定)

甲は乙の承諾を得ることなく、甲が適当と判断する方法で乙に通知し、又は公表することにより、本約款を変更できるものとする。

第16条(約款の同意)

乙は甲の定める本約款に同意しない場合、または同意できなくなった場合、速やかに甲に連絡することとする。連絡のない場合は、乙は甲の定める本約款に同意するものとみなす。同意できないという旨の連絡があった場合、甲は本サービスを提供できない場合があることに同意する。

第17条(管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、甲の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、平成18年1月1日より発効する。

# 家電等レンタルサービスのご案内

ハウスでは、パソコンとハンディな家電品以外の家電類の持込が禁止されています。

ユニット共用部のオープンリビングには生活に必要な家電品が設置されています。

なお、必要に応じて下記の家電品はレンタル方式にて利用できますので、希望する方は使用約款をご確認の上、申込んで下さい。

## 商品ラインナップ

商品	価格(税込)	商品	価格(税込)
 <p>プリンタ ・インクジェット式 ・A4 サイズまで ・インク別</p>	月額 700 円	 <p>CD・MD ラジカセ</p>	月額 1,900 円
 <p>ビデオデッキ</p>	月額 900 円	 <p>DVD デッキ ・再生のみ</p>	月額 900 円
 <p>ビデオ・DVD デッキ ・DVD は再生のみ</p>	月額 1,600 円	 <p>オープンレンジ</p>	月額 600 円
 <p>13V 液晶テレビ ・13 型程度 ・地上波アナログ デジタルチューナー</p>	月額 1,800 円	 <p>炊飯器 ・3~5 合炊程度</p>	月額 600 円
 <p>小型冷蔵庫 ・1 ドア</p>	月額 600 円	 <p>マットレス</p>	月額 400 円 (クリーニング代 1,890 円: 返却時に精算)

※液晶テレビ・オープンレンジ・小型冷蔵庫・炊飯器は 4 点セットで月額 3,100 円になります。ただし、4 点セットでのお申込みの場合、単品ごとの中途解約はできませんので、ご注意下さい。

※写真はイメージですので、実際とは形状が異なります。

## 《お申込にあたって》

- 申込金は不要です。利用料金の支払は寄宿料と一緒に、面倒な手続は不要です。  
(毎月前払い。但し、入居月のみ当月・翌月の 2 ヶ月分請求)
- 入居書類と一緒に申込まれた方は、原則として入居日には部屋に設置させていただきます。  
(申込書の到着時期によっては若干遅れる場合があります。)
- 設置日から退居満期日までのレンタルとなります。(中途解約の際には約款第 7 条に従い、所定の違約金が発生します。)

## 使用約款

【貸主:株式会社ジェイ・エス・ピー(以下「甲」という)】は【借主:本書の申込者(以下「乙」という)】に対して本書記載のレンタル品(以下「商品」という)を以下の各条項に従い貸し、乙は以下の各条項を承諾の上貸借するものとする。本書は甲乙各1通保有するものとする。

- 1.本約款の適用となるレンタル契約期間は本書にて申込後、甲から乙への商品引渡日から本施設の退寮日までとし、乙は退寮時に甲に対して返却するものとする。退寮に伴うレンタル契約解約は自動的に行なわれるものとする。
- 2.乙は甲に対して利用料金を毎月前納する。乙は甲に対して利用料金を本施設の寄宿舎費と同期限・同方法にて支払うものとする。なお、申込月の利用料金に関しては翌請求月に合算して請求するものとする。利用料は月額とし、乙は商品の使用のいかんを問わず料金の支払義務を免れない。また、甲は貸出月と返却月の日割計算を行わない。ただし甲から乙への商品の引渡日が月の25日以降の場合、甲は乙に対して引渡月の利用料金を請求しない。
- 3.乙は、商品使用にあたり善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとし、返却時は原状復帰をもって返却しなければならない。乙は甲に対して商品受領後3日以内に商品の毀損を通知しなかったときは、商品は正常な状態にて引き渡されたものとする。乙は甲への商品返却時に乙の故意過失・用法違反による汚損破損がある場合は、甲に対して復旧費用を負担しなければならない。乙は商品を本施設自室にてその使用目的および安全な用法を守って使用するものとする。また、商品使用に伴う消耗品・NHK受信料・その他費用は乙の負担とする。なお、商品の修理は甲が行なうものとし、乙は修理、改造等の処置をしてはならない。これらの行為が発覚した場合、甲は全額乙の負担にて更新できるものとする。乙は商品が故障した場合ただちに使用を中止し、速やかに甲に対して連絡するものとする。甲は故障品回収から再納品まで5営業日を越えた場合、回収日から再納品日までの期間の利用料を乙に対して日割りにて返金する。「営業日」とは土日祝日・8/13~15・12/30~1/3を除く期間のことをいう。)故障の原因が乙の故意過失、使用目的以外に取り扱ったことに起因する場合、修理費用は乙の負担とし、甲は上記の利用料金の日割り返金を行わない。また、修理が不可能な場合は全額乙の負担で更新する。
- 4.乙は商品を第三者に譲渡、質入、転貸、占有をしてはならない。また、乙は商品を本施設の自室にて使用するものとし、本施設外に持ち出してはならない。
- 5.商品を滅失・紛失(盗難も含む)した場合、全額乙の負担にて更新費用を賠償しなければならない。また、不適切な商品の設置・保管・使用によって、甲や第三者に与えた損害については乙がこれを賠償しなければならない。
- 6.乙は甲に対して支払期限までに利用料金の全部、または一部を支払わなかったときは全債務額に対して甲が定める相当の延滞損害金を加算して一括にて支払うものとする。
- 7.乙は甲に対して契約期間中に中途解約を申入れる場合、中途解約に伴う違約金を申入れ時に一括にて支払うものとする。**違約金は、解約申入れ月から退寮月までの月数に月額利用料金の50%を乗じた金額とする。**中途解約は、甲保有の本書の中途解約欄にサインすることで約する。
- 8.乙は甲に対してマットレスを返却または中途解約をする際、クリーニング代として¥1,890(税込)を支払うものとする。
- 9.甲は乙が以下のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく直ちに本契約を解除できるものとする。甲は解除に伴い、乙に対して上記中途解約違約金を課することができるものとする。
  - ① 利用料金の支払を2ヶ月分以上滞納し、甲からの催告にも拘らず支払が実行されない場合。
  - ② 本約款の義務を履行しない場合、禁止行為を行なった場合。
  - ③ 甲への申告、届出内容に虚偽の記載があった場合。
  - ④ 乙に対する破産の申出があった場合、後見・補佐・補助の開始の審判を受けた場合。
  - ⑤ その他、本約款に違反した場合、甲の本サービス提供上の注意・指示等に従わない場合。

# 食事提供サービスのご案内

ハウスでは平日に出前弁当形式の朝食・夕食を予約制により提供します。  
サービスの利用を希望する方は、利用約款をご確認の上、申し込んで下さい。

## メニュー例

	月	火	水	木	金
<b>朝食</b> 	ご飯	ご飯	ご飯	パン、バター、ジャム	ご飯
	さばの味噌煮	アジの塩焼き	筑前煮	ミニハンバーグ	酢豚
	中華ポテトサラダ	イカゲソ唐揚げ	春雨サラダ	マカロニサラダ	イカ天
	パンネきのココクリーム	串カツ	サーモンのバター焼き	スナップエンドウとツナの	肉詰めしいたげ焼き
	大根煮	白菜の塩炒め	洋風かき揚げ	ペッパー炒め	大豆とひじきの炒り煮
	かぼちゃの甘露煮	キムチ餃子	大豆のトマト煮	インゲンのごま和え	
熱量	846kcal	熱量 840kcal	熱量 875kcal	熱量 823kcal	熱量 866kcal
たん白質	16.8g	たん白質 31.6g	たん白質 21.4g	たん白質 26.3g	たん白質 27.5g
脂質	23.9g	脂質 23.1g	脂質 23.2g	脂質 33.9g	脂質 23.0g
<b>夕食</b> 	ご飯	ご飯	ご飯	ご飯	ご飯
	麻婆豆腐	鳥の唐揚げ香味ソース	茄子とかぼちゃの甘酢あん	豚肉の生姜焼	肉団子の甘酢あん
	鶏肉の味噌焼、金時豆	ツナと大豆のドライカレー	小松菜コンニャクの煮浸し	いかとピーマンのマリネ	磯辺揚げ
	いかと里芋の煮物	ハンネアラビータ	かぼちゃの京風煮	きのこの卵炒め	レンコンのキンピラ
	ホウレン草とササミのコマ和え	白菜のクリーム煮	千切キャベツおかか和え	ひじきとうの花煮	さばの塩焼き
若竹煮	ジャガ芋とひじきの煮物	大根の肉味噌炒め	ポテトサラダ	春菊の黒ごま和え	
熱量	657kcal	熱量 828kcal	熱量 696kcal	熱量 740kcal	熱量 762kcal
たん白質	24.4g	たん白質 28.3g	たん白質 25.6g	たん白質 27.2g	たん白質 30.7g
脂質	25.0g	脂質 28.8g	脂質 16.6g	脂質 25.0g	脂質 24.1g

※ 写真・メニューはイメージになりますので、実際とは異なります。

## 料金(税込)

お支払い方法が【年9回分割払・年間一括払】からお選び頂けます。まとめてお支払いいただくとお得です。

	年9回分割払	年間一括払
朝食のみプラン	提供月 4. 5. 6. 7. 10. 11. 12. 1. 2月 提供月前月に寄送料等と一緒に引落し：1回あたりの支払金額 8,800円	71,000円
	年総額 79,200円	
夕食のみプラン	提供月 4. 5. 6. 7. 10. 11. 12. 1. 2月 提供月前月に寄送料等と一緒に引落し：1回あたりの支払金額 12,300円	99,600円
	年総額 110,700円	
朝・夕2食プラン	提供月 4. 5. 6. 7. 10. 11. 12. 1. 2月 提供月前月に寄送料等と一緒に引落し：1回あたりの支払金額 21,100円	170,600円
	年総額 189,900円	

## 《お申込にあたって》

- 利用料金の支払は寄宿料と一緒に、面倒な手続は不要です。
- 申込月から退去月までの契約になります。  
また、希望者には別途以下の条件で試食(有料)をしていただくこともでき、その後の長期利用申込みも可能です。
  - 試食期間：4月9日(月)～20日(金) ※ 試食の途中解約はできません。
  - 試食料金：朝食のみ 4,600円 夕食のみ 6,500円 朝夕 11,100円 (それぞれ10日分)
- 入居前の長期申込総数が少ない場合、本形式でのサービスを中止し、スポット販売のみでの食事提供になる場合があります。予めご了承ください。
- ご案内している長期申込ではなく、希望日のみ申し込むことのできる1食ずつのスポット予約販売もごさいます。

※ 1食販売(スポット)の基本単価は【朝食:1食490円・夕食:1食680円】です。

原則として前営業日12:00までに予約し、都度現金精算になります。

## 《提供日程・場所》

土日祝日・長期休暇期間を除いた下記カレンダーの期間に管理棟(スチューデントホール)にて提供します。

**朝食** 7:00～9:00 **夕食** 18:00～21:00

□が提供日 ■が休食日になります。■は試食期間です。

2012年4月							2012年5月							2012年6月							2012年7月							2012年8月							2012年9月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5						1	2	1	2	3	4	5	6	7					1	2	3	4							1
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	
29	30						27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	

2012年10月							2012年11月							2012年12月							2013年1月							2013年2月							2013年3月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6					1	2	3							1			1	2	3	4	5						1	2							1	2
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7	8	9	
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	10	11	12	13	14	15	16	
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	17	18	19	20	21	22	23	
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28			24	25	26	27	28	29	30		
														30	31																			31								

## 利用約款

【提供者:株式会社ジェイ・エス・ピー(以下「甲」という)】は【利用者:本書の申込者(以下「乙」という)】に対して本書記載の契約期間において以下の各条項に従い食事を提供し、乙は以下の各条項を承諾の上利用するものとする。本書は甲乙各1通保有するものとする。

1. 本約款の適用となる契約期間は4月と10月の入寮時を除き申込日の翌月から退寮月までとし、契約期間中の提供日程カレンダーに記載された提供日に食事提供を行うものとする。なお、退寮に伴う本契約の解除は自動的に行われるものとする。
2. 乙は甲に対して利用料金を毎月前納する。乙は甲に対して利用料金を本施設の寄宿舍費と同期限・同方法にて支払うものとする。なお、申込月の利用料金に関しては翌請求月に合算して請求するものとする。
3. 甲は乙に対して定められた日時に食事提供を行う。提供する食事の賞味期限は原則として提供時間終了後2時間以内とする。乙が受領した食事を提供時間終了後2時間以降に食したことに起因して発生した食中毒等に対して、甲は免責とする。また、乙は食事提供を不要とする日がある場合、不要とする日の前提供日の正午12:00までに甲に対して申告するものとする。なお、甲は乙からの不要の申告に伴う利用料金の返金を行わない。甲は乙より食事提供を不要とする申し出がない場合、提供日程カレンダーに記載された提供日に従い乙に対して提供する。ただし、事前の申告無く当該日時の提供時間内に乙が食事利用がない場合、甲は準備した食事を処分する。乙はやむを得ない事情があり提供時間内に食事利用が出来ない場合、提供時間後1時間に限り利用時間の延長を甲に対して申請できる。ただし、乙は甲に対して当該食事の提供時間終了時までには延長申請しなければならない。
4. 乙は食事提供を受ける権利を第三者へ譲渡してはならない。また、甲は乙への食事提供時にチケット等を用いて利用者か否かの判別を行なうが、乙は第三者と共謀するなど偽って本権利を行使してはならない。
5. 甲は食事提供にあたり食器に入れて提供するが、乙は原則として提供時間終了後遅滞なく甲の定める場所に返却しなければならない。なお、乙は食器内の残飯類を自己責任のもと処分してから食器を返却するものとする。乙は食器を毀損・紛失した場合、甲に対して賠償金として2,100円を支払わなければならない。
6. 乙は甲に対して支払期限までに利用料金の全部、または一部を支払わなかったときは全債務額に対して甲が定める相当の延滞損害金を加算して一括にて支払うものとする。
7. 希望者には以下の条件で試食(有料)を設ける
  - ・ 試食期間 : 平成24年4月9日(月)~4月20日(金)
  - ・ 内容 : 正式申込となる場合、試食期間中の料金は正式利用料に含まれる。特別料金として朝食のみの場合10日分4,600円(1食あたり460円)、夕食のみの場合10日分6,500円(1食あたり650円)、朝・夕申込みの場合10日11,100円のみを徴収する。試食料金は試食月の次月に寄宿舍料と共に徴収する。試食の途中解約は出来ない。
8. 乙が甲に対して契約期間中に中途解約を申し入れる場合は中途解約をしようとする前月までに申し入れることとし、申し入れのあった翌月にて終了するものとする。但し、日割りは行わない。

年間一括払いにて契約した者が中途解約する場合、解約月の翌月から起算し

朝食のみの解約の場合	契約提供残存月 × 6,000円を返金
夕食のみの解約の場合	契約提供残存月 × 9,000円を返金
朝・夕食共に契約の場合	契約提供残存月 × 15,000円を返金 する。

中途解約については、甲保有の申込用紙中途解約欄にサインすることで約する。

9. 甲は乙が以下のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく直ちに本契約を解除できるものとする。甲は解除に伴い、乙に対して上記中途解約違約金を課すことができるものとする。
  - ①利用料金の支払を2ヶ月分以上滞納し、甲からの催告にも拘らず支払が実行されない場合。
  - ②本約款の義務を履行しない場合、禁止行為を行なった場合。
  - ③甲への申告、届出内容に虚偽の記載があった場合。
  - ④乙に対する破産の申出があった場合、後見・補佐・補助の開始の審判を受けた場合。
  - ⑤その他、本約款に違反した場合、甲の本サービス提供上の注意・指示等に従わない場合。

# 「ユニバーシティ・ハウス三条」各種オプションサービス申込書(日本人用)

株式会社ジェイ・エス・ビー 御中

各種利用・申込約款、ならびに個人情報の取扱について承諾の上、下記オプションサービスを申込みます。

なお中途解約の際、所定の違約金を精算することに承諾します。 契約期間：2012年4月～2013年3月

(※注意：入居選考の結果、不許可になった方は本書での申込内容が自動的に解除されます。なお当社は本契約に関する個人情報を、本契約の履行・ならびに入居許可されなかった方への民間賃貸住宅の情報提供のために利用することがあります。また、本契約履行のために業務委託先に提供を行う事があります。)

申込日：	年	月	日		
	〒				
住所：					
受験学部・研究科：				氏名：	印
連絡先：	( )	-	メールアドレス：		

該当する方の口を塗りつぶして、本書を入居書類と共に提出して下さい。

1. インターネットサービス : 利用希望の方は、入居後に管理室窓口で申込みの手続きをして下さい。  
 【月額 2,100 円】 4月中にお申込みいただいた場合は、即日利用可能です。

2. 家電等レンタルサービス  下記の家電等のレンタルを申込みます。  申込みません。

申込	品目	申込	品目	申込	品目
<input type="checkbox"/>	液晶テレビ 【月額 1,800 円】	<input type="checkbox"/>	プリンタ 【月額 700 円】	<input type="checkbox"/>	マットレス 【月額 400 円/ 返却時クリーニング代 1,890 円】
<input type="checkbox"/>	小型冷蔵庫 【月額 600 円】	<input type="checkbox"/>	ビデオデッキ 【月額 900 円】		
<input type="checkbox"/>	オーブンレンジ 【月額 600 円】	<input type="checkbox"/>	DVDプレーヤー 【月額 900 円】		
<input type="checkbox"/>	炊飯器 【月額 600 円】	<input type="checkbox"/>	ビデオ・DVD デッキ 【月額 1,600 円】		
<input type="checkbox"/>	上記 4 点セット 【月額 3,100 円】	<input type="checkbox"/>	CD・MDラジカセ 【月額 1,900 円】		

・入居後も随時お申込み可能です。  
 ・家電レンタルは年間契約です。  
 中途解約の際はキャンセル料が発生しますので十分にご検討ください。  
 ※家電レンタルサービス使用約款参照

3. 朝食・夕食提供サービス

以下のプラン・支払方法にて食事提供サービスを申込みます。  申込みません。  
 (プランと支払方法をお選びください。)

試食(有料)のみ申し込みます。  
 ( 試食後、長期契約に変更することもできます。料金等詳細は利用約款にてご確認ください。)

内容	申込	お支払方法並びに金額	試食のみ
朝食のみ プラン	<input type="checkbox"/>	年9回分割払い：1回あたり 8,800円(年総額 79,200円)	<input type="checkbox"/> 朝食:4,600円
	<input type="checkbox"/>	年間一括払い：71,000円	
夕食のみ プラン	<input type="checkbox"/>	年9回分割払い：1回あたり 12,300円(年総額 110,700円)	<input type="checkbox"/> 夕食:6,500円
	<input type="checkbox"/>	年間一括払い：99,600円	
朝・夕2食 プラン	<input type="checkbox"/>	年9回分割払い：1回あたり 21,100円(年総額 189,900円)	<input type="checkbox"/> 朝夕2食:11,100円
	<input type="checkbox"/>	年間一括払い：170,600円	